

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物

有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）（以下「対象物等」という。）であること。

なお、対象物はいずれも労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 2 第 1 項の通知の対象となっている物であること。

コード	物	含有量 (重量パーセント)
137	アクリル酸メチル	0.1%未満
138	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	0.1%未満
139	イソシアン酸メチル	0.1%未満
140	エチレングリコールモノエチルエーテル （別名セロソルブ）	0.1%未満
141	エチレングリコールモノメチルエーテル （別名メチルセロソルブ）	0.1%未満
142	塩化ホスホリル	1%未満
143	クロロエタン（別名塩化エチル）	0.1%未満
144	2 - クロロフェノール	0.1%未満
145	酢酸イソプロピル	1%未満
146	臭素	1%未満
147	二硝酸プロピレン	1%未満
148	ピリジン	0.1%未満
149	フルオロ酢酸ナトリウム	1%未満
150	メタクリル酸	1%未満
151	メタクリル酸メチル	0.1%未満

2 対象事業場

事業者は、平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物等の量が 500 キログラム以上になったときは、報告書を提出しなければならないこと。

3 報告の期間

報告書は、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに提出しなければならないこと。